

第4期 奈良県介護保険事業支援計画（素案）

概要版

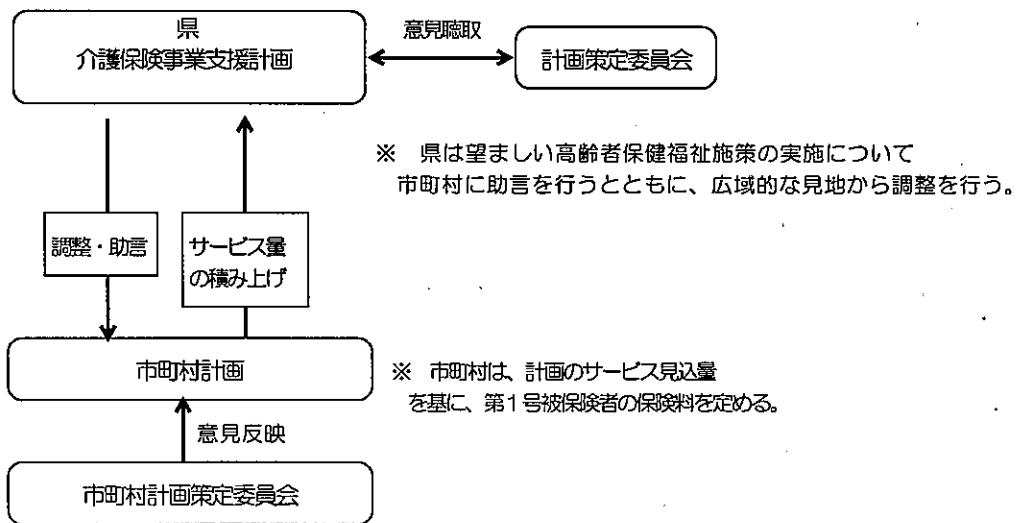
1. 計画策定にあたって

計画策定の意義と趣旨

- 介護保険法の規定に基づき、県が目指すべき基本的な目標と、その実現に向けて取り組むべき施策を明らかにするため、平成21年度から平成23年度までの「奈良県介護保険事業支援計画」を策定するものです。

根拠法令：介護保険事業支援計画 介護保険法（平成9年法律第123号）第118条

- ① 計画期間 介護保険事業支援計画 平成21年度～平成23年度
(3年間：保険料の改定に併せて見直し)
- ② 計画の内容
 - ・介護保険サービス（居宅、介護予防、施設・居住系、地域密着型）のサービス量の見込み
 - ・施設整備目標
 - ・市町村の計画達成のために必要な県としての支援策
- ③ 計画の策定体制及び市町村との連携・調整等について
「奈良県高齢者福祉計画及び奈良県介護保険事業支援計画策定委員会」を設置
市町村への技術的助言などを通じ連携・調整を図る。



- ◎ 県の役割
 - ・ 広域的観点から介護サービスの需要把握、複数市町村の広域的な取組への協力等により、市町村の介護サービス体制の確保を支援する。
 - ・ 老人福祉圏域ごと介護保険施設の施設ごとの必要入所（利用）定員総数、その他の介護保険対象サービスごとの見込みを定める。
- ◎ 市町村の役割
 - ・ 介護サービスの給付実績を分析・評価し、高齢者の実態、サービスに対する利用意向等を把握したうえで、目指すべき将来の介護保険対象サービスの給付について、今後の政策の方向性を定め、介護サービス見込み量を推計する。

2 圏域の設定

○ この計画では、保健福祉サービスの水準の確保や介護保険の対象となるサービス量の目標を定めるための単位として、「奈良・西和老人福祉圏」、「東和・中和老人福祉圏」及び「南和老人福祉圏」の3つの老人福祉圏域を設定します。



2. 高齢者等の現状と将来推計

1. 奈良県の高齢者人口

- 奈良県の65歳以上高齢者人口は、増え続けており、平成19年10月1日現在、30万6千人、高齢化率（全人口に占める65歳以上の人口割合）は、21.3%となっています。
また、平成23年には344,815人（同24.4%）、いわゆる団塊の世代が高齢期を迎える平成26年には高齢者数は375,546人、高齢化率は27.0%に達すると見込まれます。
- 高齢化率を全国平均と比べると、平成21年には全国平均を上回ると見込まれています。

		平成19年	平成21年	平成22年	平成23年	平成26年
県合計	総人口	1,435,539人	1,420,396人	1,416,354人	1,410,593人	1,392,388人
	高齢者人口	306,360人	326,352人	335,502人	344,815人	375,546人
	高齢化率	21.3%	23.0%	23.7%	24.4%	27.0%
全国高齢化率		21.5%	22.8%	23.1%	23.4%	26.2%

※平成21、22、23、26年の人口は、市町村による推計値の積み上げによる

2. 要介護・要支援認定者数の推移

- 要介護・要支援認定者数は、平成19年度においては50,106人（認定率16.4%〈高齢者人口比〉）ですが、平成23年度には58,544人になると見込まれ、平成26年度には6万5千人近くになると予測されます。

【要介護・要支援認定者数の将来推計】

（単位：人、%）

区分	平成19年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成26年度
県合計					
要支援1	6,792	7,415	7,663	7,896	8,615
要支援2	8,864	9,446	9,805	10,187	11,320
要介護1	6,887	7,804	8,014	8,192	8,821
要介護2	9,277	9,984	10,381	10,766	12,025
要介護3	8,329	8,940	9,337	9,712	10,931
要介護4	5,621	6,153	6,388	6,611	7,332
要介護5	4,336	4,847	5,010	5,180	5,710
合計	50,106	54,590	56,598	58,544	64,753
認定率 (高齢者人口比)	16.4%	16.7%	16.9%	17.0%	17.2%

資料：平成19年度は介護保険事業状況報告（平成20年3月時点）の実績値
平成21年度以降は、市町村による推計値の積み上げによる。

3. 認知症高齢者数の推移

- 本県における日常的に見守りや助けが必要な認知症高齢者数（自立度Ⅱ～M）は、平成23年度には27,989人と推計され、平成20年10月と比べて約4,000人の増加が見込まれます。

【認知症高齢者の自立度区分の推計】

（単位：人）

	平成20年10月	平成21年度	平成22年度	平成23年度
自立度Ⅱ	11,338	12,191	12,640	13,074
自立度Ⅲ	8,398	9,031	9,363	9,685
自立度Ⅳ	3,737	4,019	4,166	4,310
自立度M	798	858	889	920
認知症高齢者数計	24,271	26,099	27,058	27,989
要介護認定者数全体	50,768	54,590	56,598	58,544

注記：平成20年10月の認定者数は、月報からの推計値。

平成21年以降の要介護・要支援認定者数は、市町村による推計値の積み上げによる。認知症高齢者数は、一部市町村における平成20年10月の自立度区分により推計したものである。

3. 高齢者に対する介護サービスなどの現状と評価

① 介護サービスの現状と評価

① 介護サービス利用者数

○ サービス利用者数は、平成 18・19 年度は計画値に対して 91.8 %、90.2 %にとどまりました。

また、認定者に対するサービス利用者の割合である受給率は、ほぼ計画どおりです。

[単位：人、%]

	平成17年度	平成18年度		平成19年度		平成20年度
	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
居宅サービス利用者数	30,694	31,647	30,227	32,793	31,309	33,854
施設サービス利用者数	7,928	10,463	8,449	11,519	8,674	12,063
利用者合計	38,622	42,110	38,676	44,312	39,983	45,917
要介護認定者数	49,590	53,659	49,407	56,359	50,106	58,232
受給率（利用者合計/要介護認定者数）	77.9%	78.5%	78.3%	78.6%	79.8%	90.7%
（参考）居宅サービスの比率	79.5%	75.2%	78.2%	74.0%	78.3%	73.7%

出典：平成17～19年度実績値 --- 介護保険事業状況報告（各年度3月利用状況）

※ 受給率とは、要介護(要支援)認定者に対する介護サービスの利用者割合。

※ 居宅サービスの比率とは、サービス利用者に対する居宅サービス利用者の割合。

② 居宅サービスの状況

◇介護予防サービス

○ 介護予防サービスについては、ほとんどのサービスで計画値を下回っています。これは、要支援認定者数が計画値と実績値で差があるためと考えられます。

サービスの種類	(単位)	平成17年度	平成18年度		平成19年度		平成20年度
		実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
介護予防訪問介護	(回/年)	-	790,220	169,479	886,521	375,103	929,614
介護予防訪問入浴介護	(回/年)	-	430	101	502	154	494
介護予防訪問看護	(回/年)	-	22,863	7,893	26,191	15,927	28,062
介護予防訪問リハビリテーション	(回/年)	-	963	1,010	1,113	4,087	1,166
介護予防通所サービス	(回/年)	-	324,019	113,641	366,989	273,871	393,402
介護予防短期入所サービス	(日/年)	-	20,103	3,778	22,920	9,573	24,865
介護予防居宅療養管理指導	(人)	-	364	89	422	204	444
介護予防特定施設入所者生活介護	(人)	-	113	135	118	287	123
介護予防福祉用具貸与	(千円)	-	429,348	56,104	493,544	92,681	528,440
介護予防支援	(人)	-	8,469	4,020	9,470	8,521	10,262

※ 介護予防サービスは平成18年度より創設されたため、平成17年度は空欄としている。

出典：奈良県国保連合会審査データ

◇介護サービス

- 各サービスともほぼ計画値に近い実績となっています。特に、訪問介護や通所サービスは計画値を上回っています。一方、訪問入浴介護や訪問看護は両年度とも計画値を下回っています。

サービスの種類	(単位)	平成17年度	平成18年度		平成19年度		平成20年度
		実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
訪問介護	(回/年)	2,206,563	2,113,666	2,708,494	2,062,584	2,298,175	2,108,022
訪問入浴介護	(回/年)	41,564	47,228	40,579	47,081	38,350	47,931
訪問看護	(回/年)	222,208	234,310	211,939	232,396	197,923	238,412
訪問リハビリテーション	(回/年)	10,025	9,746	13,495	9,404	23,569	9,452
通所サービス	(回/年)	1,301,532	997,740	1,258,363	987,368	1,213,866	1,017,602
短期入所サービス	(日/年)	304,851	317,422	316,308	318,255	341,376	331,791
居宅療養管理指導	(人)	2,609	2,178	2,190	2,136	2,099	2,216
特定施設入居者生活介護	(人)	462	543	736	732	819	785
福祉用具貸与	(千円)	2,012,904	1,698,587	1,794,054	1,684,751	1,619,467	1,739,193
居宅介護支援	(人)	29,140	23,282	24,744	24,670	19,729	26,369

出典：奈良県国保連合会審査データ

③ 施設サービスの状況

- 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）及び介護老人保健施設については、ほぼ計画どおりの整備が進んでいます。介護療養型医療施設については、平成23年度末の制度廃止を控え、計画値に対して、平成19年度で83.8%となっています。

[実績値：各年度3月末時点/単位：床]

サービスの種類	平成17年度	平成18年度		平成19年度		平成20年度	
	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	(予定)
介護老人福祉施設	4,696	5,126	5,016	5,346	5,076	5,381	5,306
介護老人保健施設	2,784	3,514	3,274	3,592	3,374	3,718	3,563
介護療養型医療施設	1,091	1,179	1,074	1,174	984	1,169	918
計	8,571	9,819	9,364	10,112	9,434	10,268	9,787

④ 地域密着型サービスの状況

- 地域密着型サービスについては、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）のみほぼ計画どおりですが、認知症対応型通所介護（認知症デイ）や小規模多機能型居宅介護は計画値を下回っています。

サービスの種類	(単位)	平成18年度		平成19年度		平成20年度
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
夜間対応型訪問介護	(人)	302	0	385	1	390
認知症対応型通所介護	(人)	511	203	573	244	618
小規模多機能型居宅介護	(人)	366	4	522	58	627
認知症対応型共同生活介護	(人)	972	970	1,067	1,108	1,142
地域密着型特定施設入居者生活介護	(人)	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設	(人)	0	0	17	0	76

※ 認知症対応型共同生活介護の平成18～20年度分には予防給付を含む。

出典：奈良県国保連合会審査データ

⑤ 介護保険給付費の支給状況

- 介護給付費は制度創設以来、認定者数の伸びとともに増加し続けています。一方で、平成18年度の制度改正の後、認定者数及びサービス利用者数が計画値よりも減少していることに伴い、介護給付費は計画値に対して平成18年度92.6%、平成19年度91.4%となっています。

[単位：千円]

区分	平成17年度	平成18年度		平成19年度		平成20年度
	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
介護給付費 (標準給付費)	61,541,237	67,063,677	62,070,949	71,294,738	65,187,396	74,555,931
	月額	執行率	月額	執行率	月額	
	5,128,436	92.6%	5,172,579	91.4%	5,432,283	

出典：介護給付費負担金実績報告
ただし、平成19年度実績値は暫定値である。

⑥ 介護サービス施設・事業所数の状況

- 介護サービス施設・事業所数は制度創設以来、増加を続けています。

区分	平成12年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	対⑩増減率
介護老人福祉施設	48	63	68	69	143.8%
介護老人保健施設	22	31	36	38	172.7%
介護療養型医療施設	7	15	15	14	200%
合計	77	109	119	121	157.1%
居宅サービス事業所	568	1,300	1,386	1,404	247.2%
居宅介護支援事業者	272	445	442	445	163.6%
合計	840	1,745	1,828	1,849	220.1%
地域密着型サービス事業所	-	101	113	123	-

2. 2 ヒトに必要とする人材の養成・確保

① 高齢者保健福祉全般に係る人材

○ 保健・医療・福祉（介護保険を含む）に関わる人材の確保状況

人材の養成は順調に進んでいますが、福祉・介護職の実態は、有効求人倍率が他の産業と比較して高く、併せて入職率・離職率も同時に高く、人材の確保は厳しい状況です。

【保健・医療・福祉に係る人材の養成等の状況】

（単位：人）

		平成16年度	平成19年度	増加数	対16年増加率
福祉関係	社会福祉士	749	1,143	394	52.6%
	介護福祉士	4,444	7,139	2,695	60.6%
介護保険関係	介護支援専門員	3,647	4,832	1,185	32.5%
	訪問介護員	30,807	39,707	8,900	28.9%
保健・医療関係	医師	2,923	*1) 2,950	27	0.9%
	歯科医師	867	*1) 867	0	0.0%
	薬剤師	2,634	*1) 2,689	55	2.1%
	保健師	436	*2) 454	18	4.1%
	看護師	7,808	*2) 8,566	758	9.7%
	准看護師	3,112	*2) 3,124	12	0.4%
	歯科衛生士	901	*2) 1,014	113	12.5%
	理学療法士	304.3	393.2	88.9	29.2%
	作業療法士	125.4	183.7	58.3	46.5%
	言語聴覚士	52.9	98.3	45.4	85.8%

資料：社会福祉士、介護福祉士は、財団法人社会福祉振興・試験センター登録者数。

介護支援専門員は、介護支援専門員実務研修受講試験合格者数。

訪問介護員は、訪問介護員養成研修養成者数。

*1)医師、歯科医師、薬剤師は、「医師、歯科医師、薬剤師調査」（厚生労働省（平成18年度））による人数。

*2)保健師、看護師、准看護師、歯科衛生士は、「特定医療業務従事者届出調査」（奈良県福祉部健康安全局医療管理課（平成18年度））による人数。

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士は、「病院報告」（厚生労働省（平成19年度））による人数。

4. 施策目標と取り組み方向

施策目標

介護サービスの充実と質の向上

- 介護不安の解消に努め、介護を必要とする状態となっても、できる限り住み慣れた地域や家庭で、良質なサービス等が提供できるような基盤の整備を進めるとともに、介護保険の持続的・円滑な運営を目指します。

5. 施策の展開

重点課題

- 1 介護サービス基盤の充実
- 2 良質なサービスの提供と介護保険事業の円滑な運営

【施策目標】 介護サービスの充実と質の向上

《施策の方向》

重点課題1 介護保険サービス基盤 の充実

1. 介護サービスの整備に関する
基本的な考え方

2. 介護サービスの量の見込み

3. 介護サービス見込み量の確保方策

4. 療養病床の再編成への対応

重点課題2 良質なサービスの提供と 介護保険事業の円滑な運営

1. 人材の確保と定着に向けた取組

2. 介護保険事業者の質の向上

3. 介護保険制度の円滑な実施

4. 介護保険制度の運営の適正化

① 介護サービスの整備に関する基本的な考え方

- I 高齢者が介護を要する状態になっても、できる限り住み慣れた地域や家庭で安心して生活できる環境を希望する方のために、居宅サービスや特に整備が遅れている地域密着型サービスの在宅サービス基盤の充実を図ります。
- II 要介護度が重度の方や家庭の事情など施設によるサービスが必要な方のために、特別養護老人ホームや介護老人保健施設など施設・居住系サービスの計画的な整備に努めます。
- III 療養病床の再編成については、療養病床から介護老人保健施設等への受け入れの円滑化など療養病床を有する医療機関の転換の支援を図ります。
- IV 療養病床に入院されている高齢者の個々の状態に応じて、必要なケアが受けられるよう基盤の整備を図り、併せて、住み慣れた地域や家庭でのケアを希望する高齢者には、保健・医療・介護・福祉の連携だけでなく、地域の見守り活動をはじめとする様々な社会資源を活用し、安心して暮らすことができる高齢者包括ケアシステムの構築を推進していきます。

計画数値については、今後変動の可能性のある暫定値です。

② 介護サービスの量の見込み

- この計画における介護サービス量の見込みについては、市町村の介護保険事業計画における見込み量を圏域及び県全域で集計したものです。
- 市町村の介護保険事業計画の各年度における介護サービスの種類ごとの見込み量は、介護保険の費用推計や被保険者の保険料算定の基礎となります。

【居宅サービス】

要介護者を対象として、居宅において、または施設に通所して行われる訪問介護、通所介護をはじめとしたサービス

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
訪問介護(単位:回/年)	2,313,097	2,376,625	2,463,763	2,539,700
訪問入浴介護(単位:回/年)	40,865	41,676	42,844	44,053
訪問看護(単位:回/年)	213,253	218,365	225,639	232,704
訪問リハビリテーション(単位:日/年)	26,593	27,899	29,017	29,728
居宅療養管理指導(単位:人/年)	27,669	28,408	29,532	30,611
通所介護(単位:回/年)	945,816	981,523	1,025,406	1,067,147
通所リハビリテーション(単位:回/年)	388,023	405,495	424,368	442,896
短期入所生活介護(単位:日/年)	305,297	317,478	334,232	348,629
短期入所療養介護(単位:日/年)	74,888	78,341	80,905	83,154
特定施設入居者生活介護(単位:人)	955	1,131	1,322	1,508
福祉用具貸与(単位:人/年)	122,228	126,669	131,243	135,297
特定福祉用具販売(単位:人/年)	4,552	4,633	4,789	4,939
住宅改修(単位:人/年)	3,145	3,302	3,426	3,541
居宅介護支援(単位:人/年)	244,630	252,988	261,340	268,920

【介護予防サービス】

要支援者を対象として介護予防を目的として行われるサービス

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
介護予防訪問介護(単位:人/年)	64,062	66,944	69,570	71,901
介護予防訪問入浴介護(単位:回/年)	255	259	266	272
介護予防訪問看護(単位:回/年)	17,783	18,844	19,693	20,641
介護予防訪問リハビリテーション(単位:日/年)	5,797	6,731	7,943	9,474
介護予防居宅療養管理指導(単位:人/年)	3,097	3,281	3,428	3,576
介護予防通所介護(単位:人/年)	39,800	41,988	44,007	45,792
介護予防通所リハビリテーション(単位:人/年)	16,607	17,700	18,582	19,436
介護予防短期入所生活介護(単位:日/年)	9,521	10,543	11,436	12,322
介護予防短期入所療養介護(単位:日/年)	2,734	3,073	3,332	3,652
介護予防特定施設入居者生活介護(単位:人)	334	375	430	471
介護予防福祉用具貸与(単位:人/年)	16,812	17,736	18,508	19,210
介護予防特定福祉用具販売(単位:人/年)	2,082	2,238	2,378	2,518
介護予防住宅改修(単位:人/年)	2,197	2,325	2,428	2,526
介護予防支援(単位:人/年)	110,952	115,712	120,105	124,410

【介護保険施設・居住系サービス】

介護保険施設や有料老人ホーム等に入居し、これらの施設において行われるサービス

(単位:人、%)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成26年度
介護老人福祉施設※	4,931	5,172	5,327	5,559	5,888
介護老人保健施設※	3,222	3,405	3,565	3,688	4,625
介護療養型医療施設※	1,009	995	1,005	972	—
地域密着型介護老人福祉施設※	0	44	49	78	78
認知症対応型共同生活介護※	1,216	1,345	1,438	1,527	1,681
介護専用型特定施設※	0	0	0	0	0
混合型特定施設	955	1,131	1,322	1,508	1,703
地域密着型特定施設※	0	10	20	29	58
介護予防認知症対応型共同生活介護	21	28	36	44	52
介護予防特定施設	333	375	430	471	518
合計	11,687	12,505	13,192	13,876	14,603
※ 合計	10,378	10,971	11,404	11,853	12,330
要介護2以上に占める割合	36.2%	36.7%	36.7%	36.7%	34.3%

平成26年度において3施設及び認知症対応型共同生活介護及び介護専用型特定施設における特定施設入所者生活介護(上記※印)が、国の参酌標準対象施設

国の「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づく参酌標準では、平成26年度において、要介護2以上の認定者に対する介護保険施設及び居住系サービス利用者数の割合は、37%以下にすることとなっています。

【地域密着型サービス】

市町村が定める日常生活圏を単位として提供され、利用者が可能な限り住み慣れた地域での生活を継続できるために行われるサービス

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
夜間対応型訪問介護(単位:人/年)	126	1,307	1,383	1,514
認知症対応型通所介護(介護)(単位:回/年)	36,523	59,437	64,719	69,985
認知症対応型通所介護(介護予防)(単位:回/年)	2,819	12,527	13,851	14,671
小規模多機能型居宅介護(介護)(単位:人/年)	1,267	2,564	4,243	5,437
小規模多機能型居宅介護(介護予防)(単位:人/年)	256	407	637	849
認知症対応型共同生活介護(介護)(単位:人)	1,216	1,345	1,438	1,527
認知症対応型共同生活介護(介護予防)(単位:人)	20	28	36	44
地域密着型特定施設入居者生活介護(単位:人)	0	10	20	29
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護(単位:人)	0	44	49	78

③ 介護サービス見込み量の確保方策

- 県民の介護ニーズに的確に対応するため、市町村が見込んだ介護サービス量に基づき、介護サービス基盤の整備を図っていきます。また、老人福祉圏域ごとの実情も踏まえて、市町村と連携を図りながら、質・量の両面にわたる十分なサービスが提供できるよう事業者の介護サービスへの参入を適切に図っていきます。

- 居宅サービス及び地域密着型サービスの確保策
保健・医療・介護・福祉が連携したサービスが提供されるための訪問看護等の居宅サービスや小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービスの充実のための事業者の参入促進
- 施設・居住系サービスの確保策
他府県及び圏域ごとの状況を勘案のうえ必要入所(利用)定員総数を算出し、この確保のための計画的な施設整備の促進

【介護保険施設の必要入所定員総数】

(単位:床)

		平成21年度	平成22年度	平成23年度
介護老人福祉施設	必要入所定員総数	5,460	5,674	5,914
	介護療養病床転換分	0	0	0
	計	5,460	5,674	5,914
介護老人保健施設	必要入所定員総数	3,690	3,811	3,921
	介護療養病床転換分	48	70	190
	計	3,738	3,881	4,111
介護療養型医療施設	計	882	784	644

※介護療養型医療施設は、現在の医療機関の意向調査に基づく数値として計上しており、今後、医療機関の意向を再度確認しながら、必要数の確保を図ります。

【その他の施設・居住系サービスの必要利用定員総数】

(単位:床)

		平成21年度	平成22年度	平成23年度
介護専用型特定施設入居者生活介護	必要入所定員総数	0	0	0
	介護療養病床転換分	0	0	0
	計	0	0	0
混合型特定施設入居者生活介護	計	2,854	3,216	3,558

【地域密着型サービスの必要利用定員総数】

(単位:床)

		平成21年度	平成22年度	平成23年度
地域密着型特定施設入居者生活介護	必要入所定員総数	10	20	29
	介護療養病床転換分	0	0	0
	計	10	20	29
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	必要入所定員総数	44	49	78
	介護療養病床転換分	0	0	0
	計	44	49	78

④ 療養病床の再編成への対応

○ 国の医療構造改革に伴い、平成23年度末に介護療養型医療施設が廃止されるなどの療養病床の再編成が進められます。現在の入院患者のうち、医療の必要性の高い方には、引き続き医療保険により療養病床において必要な医療サービスを提供し、医療の必要性の低い方に対しては、その状態に相応しい介護サービスが提供されるよう介護老人保健施設への転換等による基盤の整備が必要となります。

- 療養病床の受け入れの円滑化
医療療養病床及び介護療養病床から介護保険施設等への転換の推進
- 療養病床の転換への対応
医療機関の転換意向と入院患者や家族の意向実態把握の総合的勘案による療養病床の再編成の実施と医療機関及び入院患者等への支援措置の実施

2 良質なサービスの提供と介護保険事業の円滑な運営

① 人材の確保と定着に向けた取組

- 福祉・介護従事者の離職率が高く、人材確保が厳しい現状を改善し、質の高いサービスを安定的に提供することが必要です。このため、人材の確保定着と資質の向上に取り組めます。

- 福祉・介護サービス事業者の人材の確保と定着
潜在的有資格者に対する就業の働きかけ、福祉・介護の仕事に関心を有する者に対する職場体験の実施、将来にわたり安定的に仕事ができる相談体制の整備及び就業を目指す者の受け入れ施設への支援
- 福祉・介護サービス従事者の人材の資質の向上
社会福祉事業従事者や老人福祉施設職員、介護支援専門員及び訪問介護員に対する各種研修の実施

② 介護保険事業者の質の向上

- 介護保険事業者の質の向上に資する取組を進め、よりよいサービスが提供される環境、適正なサービスを利用者が選択できる環境の確保に努めます。

- 施設サービスの質の向上
入所者のニーズ等を踏まえた個室・ユニットケア型施設の定員割合の増加と施設関係者へのユニットケア研修の実施
- 介護サービス情報の公表等
利用者が介護サービスを適切に選択できるための「介護サービス情報の公表」の円滑な実施と利用者への周知
- 介護サービス事業者への指導・監査等
介護サービス事業者への指導・監査体制の一層の充実と適正な利用者への介護サービスの提供の確保
- 相談・苦情体制の整備

③ 介護保険制度の円滑な実施

- 県と市町村は連携して介護保険制度を円滑かつ適切に運営していく必要があります。また、市町村は介護保険の保険者として、また高齢者保健福祉サービスの実施主体として、住民のニーズに対応した高齢者の自立を支援する施策を展開することが求められています。今後とも、市町村において地域の実情に応じた取組ができるよう支援・助言に努めます。

- 市町村への支援・助言
介護保険財政の安定的な運営のための市町村への支援・助言及び市町村の財政不足について貸付等を行う財政安定化基金の適正な管理・運営
- 低所得者等への支援
社会福祉法人による利用者負担の軽減や市町村における保険料のきめ細やかな段階設定等の低所得者への負担の軽減
- 情報の提供・啓発
「介護サービス情報の公表」制度の周知や県のホームページにおける介護関連の最新情報の提供

④ 介護保険制度の運営の適正化

- 介護保険制度においては、介護サービスを必要とする受給者を適切に認定した上で、受給者が真に必要とするサービスを、サービス提供体制及び介護報酬の請求の適正化として、事業者がルールに従って適正に提供することが必要です。

利用者に対する適切な介護サービスを確保する一方で、不適切な給付を削減することにより、介護保険制度の信頼性を高めるとともに、介護給付費や介護保険料の増大を抑制することを通じて、持続可能な介護保険制度の構築に資するため、介護給付の適正化を図ります。

- 介護給付の適正化の推進

- 市町村が行う「介護給付適正化システムの活用」等介護給付の適正化に関する事業についての取組の支援や介護サービス事業者に対する実施指導及び監査の実施

- 要介護認定の適正化

- 市町村における要介護認定の適正化を図るための認定調査員等の研修の実施や情報提供